

# 公立大学法人滋賀県立大学飲料用等自動販売機設置事業者募集の 公告

次のとおり飲料用等自動販売機設置にかかる応募申込を受け付けます。

平成28年1月25日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 大田 啓一

## 1 募集概要

### 1 公募施設

公立大学法人滋賀県立大学:滋賀県彦根市八坂町2500番地

### 2 公募物件

- (1)設置場所:滋賀県立大学(募集要項のとおり)
- (2)設置面積:募集要項のとおり

### 3 契約期間

- (1)契約期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までとします。
- (2)契約を継続することが適当でないと認めるときは、契約期間内であっても取り消すことがあります。

### 4 応募に必要な資格要件

次のすべての要件を満たす、法人または個人に限り応募することができます。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に掲げる者でないこと。
- (2)法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当しない者であること。
- (4)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。
- (5)滋賀県税を滞納していないこと。
- (6)法人にあつては、滋賀県内に本店または支店・営業所があること。個人にあつては、滋賀県内に住所を有すること。

### 5 大学へ納入する納付金、施設使用料および電気使用料

- (1)設置事業者は、納付金提案書に記載された金額(年額)に当該金額の100分の8に相当する金額(消費税および地方消費税相当額)を加算した納付金を納付していただきます。
- (2)設置事業者は、施設使用料として、設置面積1平方メートルにつき年額28,000円(消費税および地方消費税相当額を含む。)程度を納入していただきます。
- (3)設置事業者は自動販売機の維持に必要な電気使用料を共益費として納入する必要があります。

(4)納付金(年額)および施設使用料(年額)については、本学が発行する納入通知書で指定した期限までに全額を納入していただきます。

(5)電気使用料については、別に定める基準により四半期ごとに納入していただきます。

## **2 決定方法**

提出された応募申込書をもとに、資格要件を満たすと認められた者が提出した納付金提案書の提案納付金額が、本学が設定した最低納付金額以上の額で、最高金額を提案した者を設置事業者に決定します。

最高金額を提案した者が複数ある場合は、当該応募者立ち会いの下、くじにより決定します。

決定は、平成28年2月23日(火曜日)の予定です。

## **3 応募申込書類の交付**

別添のファイルをダウンロードするか、下記に示す場所において交付します。

(1)場所:〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町2500番地

滋賀県立大学財務グループ施設管理担当 TEL0749-28-8207

(2)期間:平成28年1月25日(月曜日)から平成28年2月15日(月曜日)まで(土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

## **4 応募申込書提出先および提出期間**

(1)提出先:〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町2500番地

滋賀県立大学財務グループ施設管理担当 TEL0749-28-8207

(2)提出期間:平成28年2月9日(火曜日)から平成28年2月16日(火曜日)まで(土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

※1 郵便の場合は、書留等、配達状況が確認できるものにより平成28年2月16日(火曜日)の午後5時までに必着のこと。

※2 ファクシミリおよび電子メールによる提出は認めません。

## **5 その他**

詳細は、募集要項によることとします。